

4月臨時会

4月臨時会を17日に開きました。

市長から市税条例等の一部改正など2議案が、議員から意見書1議案が提出され、原案通り可決しました。

市税条例等の一部改正

地方税法の一部改正に伴う税条例を改正するものです。

質疑(三宮議員)

(1) 今まで、不労所得いわゆる株式の配当や、先物取引による収益への減税措置がずっと行われてきた。

国民負担が増える中で不労所得等に対する優遇措置は、あつてはならないものだと思うが、どう考えるか。

(2) 市民の暮らしの安定のため、力量のある法人や個人に応分の負担を求め、社

会的責任を果たすよう、政府や国会に働き掛けてもらいたいかどうか。

答弁(市長)

(1) 税の公平さについて基本的には、それぞれの格差解消において、考慮された課税方式が執られていると理解している。

今後の施策に対する意見を見極めながら、考えていかなければいけない。

(2) さまざまな状況を今後見極めながら、市長会等を通じて必要に応じて、働き掛けていく。

討論

反対討論(杉浦議員)

現在の税制は、大企業や大資産家に対する優遇税制

で大金持ち優先の経済政策である。

ゆがんだ税制を改め、多くの国民に恩恵がもたらされ、個人消費を伸ばす方向に国も地方も政策を転換すべきであると考ええる。よって反対する。

賛成討論(武田議員)

この条例は、安心で活力ある経済社会への実現をする観点から、地方税制の改正が行われたものであり、景気対策を進める上で重要な措置が含まれている。

当地域の活性化には特に必要であると考え、賛成とする。

賛成討論(伊藤議員)

住宅を取得したり土地を活用したり、自動車などのハイブリッドを含んでその優遇をしながら経済を活性化していくこと、新しい産業の育成を含みながら求められるものもある。

地方税制等の改正は、今私たちの果たさなければならぬ大きな課題であると信じて賛成をする。

採決

賛成起立14人で原案可決
反対3人(三宮・安井・杉浦)

意見書の提出

臓器移植法改正に関する意見書

現行法ではドナー本人が書面で意思表示を行った上、家族の同意を必要としているために、脳死者からの臓器の提供はきわめて限られたものとなっている。

このような状況は、多額な資金を用意できるもののみ海外へ行き臓器移植を行うことができ、持てる者持たざる者の間に命の格差を生み出す結果を招いている。よって、本人が臓器提供の拒否の意思を表示していない場合は、年齢にかかわらず、遺族の書面の承諾により臓器移植が可能となるよう、早急な法の改正を強く要望する。

(衆議院・参議院議長、総理・厚生労働大臣に提出)

6月定例会の開催日程 (予定)

5月29日(金)～6月19日(金)
までの会期予定です

- 5月29日(金) 本会議(議案説明等)
- 6月10日(水) 本会議(一般質問)
- 11日(木) 本会議(一般質問)
- 12日(金) 本会議(議案質疑)
- 15日(月) 建設経済委員会
- 16日(火) 厚生文教委員会
- 17日(水) 総務委員会
- 19日(金) 本会議(委員長報告・討論・採決)

※日程は変更になる場合もありますのでご了承ください。